

表彰規程第3条に基づく「表彰選考基準」は以下によるものとする。

- 一 「土木施工管理に関する技術の向上に努め、その功績が顕著な者」とは  
土木施工技術に関する発明、実用新案、新技術・新工法の開発等に貢献した者
- 二 「優良工事として表彰された工事若しくは特に優秀な成績をあげた工事に従事し、他の模範となる者」とは
  - ①国、地方公共団体及び公団等が発注した工事のうち、優良工事として表彰された工事主任（監理）技術者として従事した者又は優良技術者として表彰された者
  - ②特に優秀な工事成績をおさめた工事に主任（監理）技術者として従事した者
- 三 「ボランティアに参加する等、積極的に社会貢献活動に努め、他の模範となる者」とは  
土木施工管理技術を生かしてボランティア活動に積極的に参加したり、事故・災害時における緊急支援や災害復旧等に貢献し、表彰状、感謝状等を受けるなど他の模範となる者
- 四 「土木技術を継承する若い世代の技術者、技能者の育成に努め、その功績が顕著な者」とは  
長年にわたり若い世代の技術者、技能者を育成・指導・監理・監督する立場にいる（た）者で、他の模範となる者
- 五 新技術・新工法の採用に努め、その功績が顕著な者
- 六 論文発表等、土木の魅力を戦略的に広報活動した功績が顕著な者
- 七 その他表彰するに値すると認められる者